

令和3年10月11日

保護者 様

## タブレット端末の持ち帰り活用のルール

多治見市教育委員会

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末を上手に活用していくことが求められています。学校では、児童生徒の文房具の1つとしてタブレット端末の活用を始めています。これからは家庭でも学校の学びを生かして学ぶために、タブレット端末の持ち帰りを始めます。

たいへん便利な道具ですが、心配されることもあります。そのため『タブレット端末の持ち帰り活用ルール』を定めました。学校でも十分に指導していますが、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していけるよう、ご家庭でもお子さんへの声かけや見守りをお願いします。

### 1. 目的

- ・多治見市が貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外には使ってはいけません。

### 2. 使用する場面

- ・こわれないように使用します。

例えば、

- ①登下校中はタブレット端末をかばんから出しません。
- ②なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気を付けます。
- ③持ったまま走ったり、床や地面に置いたりしません。
- ④かばんの下に置いたり、かばんの底に入れたりしません。
- ⑤水をかけたり、湿気の多いところで使ったりしません。また、高温にならないよう日光の当たるところやストーブの近くなどには置きません。
- ⑥指で操作する、専用のペンを使うようにします。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、磁石をつけるなどは絶対にしません。

### 3. 保管

- ・家庭での保管は、家の人の目の届くところに置いておきます。

#### 4. 安全な使用

- ・インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、家の人に知らせます。

#### 5. 夜間の使用制限

- ・小学校では、午後9時から午前6時まで使用しません。
- ・中学校では、午後10時から午前6時まで使用しません。

#### 6. 個人情報など

- ・自分の個人情報も友達の個人情報も大切に扱います。

例えば、

- ①タブレット端末を他の人に貸したり、使わせたりしません。
- ②自分や他の人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対にあげません。
- ③相手をきずついたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ④アカウント、パスワードなど他の人にわからないように、各家庭で保管をします。
- ⑤カメラで誰かを撮影するときには、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

#### 7. 健康のために

- ・自分の健康に注意して使います。

例えば

- ①タブレット端末を使用するときには、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けます。（目から30cm以上離す）
- ②30分に1回は、画面から目をはなして20秒以上遠くを見ましょう。
- ③使用する時間は、家の人とよく話し合しましょう。
- ④寝る30分前は使いません。

#### 8. 不具合や故障

- ・家庭でこわれたりなくしたりした時は、学校に連絡をします。（土日、祝日を除く）  
※故障、破損における事由によっては、修理代を負担していただく場合があります。

#### 9. 使用の制限

- ・多治見市『タブレット端末の持ち帰り活用のルール』が守れないときは、タブレット端末を使うことができなくなりますので、ルールを守って正しく使しましょう。